

学生会員としての入会を希望される学生の方へ

学生会員としての入会を希望される学生の方は、以下の対象、申し込み方法を確認のうえ、手続きをお願いいたします。

1. 学生会員の資格

学生会員は、大学またはそれに準ずる教育機関に在籍している学生であって（大学院生を除く）災害看護分野において研究、活動、教育に関心がある者。通信制大学生、勤労学生を含みます。

学士の学位および看護師免許を有する方は、“個人会員”になります。

2. 申し込み方法

以下の入会申し込みサイトより、手続きをお願いいたします。

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/enroll/JSDN>

3. 申し込み時の留意点

申請の際は、以下の内容をご確認のうえ、ご入力をお願いいたします。

- ① 所属先機関に、修学中の教育機関名を入力する。
- ② 職種は、「その他学生」を選択する。
- ③ 職位に、申請時点の学年を入力する。
- ④ 申し込み後に、学生証または在学証明書のコピーを、オンライン入会システムにアップロード（既に個人会員である場合は g034jsdn-mng@ml.gakkai.ne.jp に送付）してください。（学生であることの証明に使用させていただきます。）

4. 入会までの流れ

入会申し込み後、学生会員は理事会の承認を得ることにより、その資格を取得できます（定款第11条）。入会の承認が得られた方へ、入会申し込みから約2ヵ月以内に入会手続きに関する資料を郵送いたします。学生会員費の入金確認をもって学生会員とさせていただきます。

5. 学生会員の利点

日本災害看護学会誌への投稿、年次大会での発表、看護系論文データベースの利用ができます。また学会誌及びニュースレターの送付、学会より配信するメーリングリストの受信を受けることができ、年次大会や学会企画の研修等は学生会員費で参加することができます。

6. 学生会員の期間

入会の申し込みをいただいた年度より、卒業までの最短修学年数を満たす年度までを、学生会員の期間といたします。修学年数を超えた年度に、個人会員としての連絡をさせていただきます。個人会員費の振込をもって、当該年度より個人会員といたします。

7. 会員資格の喪失

以下のいずれかに該当した際は、会員資格を喪失いたします。

- 1) 納入義務を、請求日後2年を超えて履行しないとき（定款第14条）
- 2) 退会したとき（定款第14条）
- 3) 退学したとき
- 4) 個人会員への手続きを、1年を超えて履行しないとき
- 5) 死亡したとき（定款第14条）

お問い合わせ先

日本災害看護学会事務所

g034jsdn-mng@ml.gakkai.ne.jp